

国家戦略特区の指定の進め方について

国家戦略特別区域担当大臣 新藤義孝
(第2回国家戦略特別区域諮問会議 提出資料)

1 国家戦略特区のテーマ

- 国家戦略特区の指定に当たっては、日本経済の再生に資するプロジェクトを選定することとし、次に掲げるテーマに沿って国家戦略特区の指定を行うものとする。
 - (1) 国際的ビジネス拠点
 - (2) 医療等の国際的イノベーション拠点
 - (3) 革新的な農業等の産業の実践拠点
 - (4) エネルギー・環境等のイノベーション拠点
 - (5) その他
- なお、国家戦略特区に複数のテーマを設定することを妨げないが、国家戦略特区ごとに性格づけが明確となるよう指定することとする。

2 特区の類型

- 国家戦略特区については、1に掲げるテーマごとに指定範囲を検討し、区域を決定するものとする。

具体的には、例えば、

 - ・ 国際的ビジネスを展開する大都市圏については、原則として、一体となって広域的な都市圏を形成する区域を指定する（「比較的広域的な指定」）。
 - ・ 革新的な農業の実践拠点については、原則として、道府県を単位として、必要に応じ複数の府県にまたがって、指定を行う。
 - ・ 地方の中核的な都市及び周辺地域についても、例えば、エネルギー革新・環境配慮型都市の海外輸出に資する場合等に、指定を行う。
- 地理的な連担性にとらわれず区域を指定する「バーチャル特区型指定（P）」については、上記のような「比較的広域的な指定」と併せて、

医療・ライフサイエンス等のイノベーションに関連する機関、事業所等の所在する区域を指定することを検討する。

なお、「バーチャル特区型指定（P）」として、一定の分野において明確な条件を設定した上で区域を指定することについても検討を進めることとするが、当面は、「比較的広域的な指定」を先行させるものとする。

3 指定基準

- 国家戦略特区を指定する政令の立案に当たっては、以下の事項を基準とするものとする。

【指定基準】

- ア) 区域内における経済的社会的効果が大きいこと。
- イ) 全国的な効果を含め当該区域を超えた波及効果が大きいこと。
- ウ) プロジェクトに先進性・革新性等が認められること。
- エ) 区域内の地方公共団体の意欲・実行力が高いこと。
- オ) プロジェクトの実現可能性が高いこと。
- カ) 1に掲げるテーマに応じたインフラや環境が整っていること。

4 特区の指定数

- 国家戦略特区の指定数については、日本再興戦略において定められた「特区の数は国家戦略として必要な範囲に限定する」という趣旨に従い、厳選することとする。
- 当面、先行的に指定する数については、特に絞り込んで指定を行うこととし、その後、事業の熟度に応じて追加的に指定することとする。

5 指定の進め方

- 昨年9月に行ったヒアリング等を参考に、WGにおいて、2月初旬から再度ヒアリングを行い、3の指定基準に沿った議論を行うものとする

る。

- 併せて、地方・民間の提案に加え、国として国家戦略特区内で実施するプロジェクトについて、WGにおいて関係府省庁からヒアリングを行う。
- これらを合わせて、国家戦略特別区域諮問会議に報告し、これを基に1次指定候補地を絞り込み、特区のテーマを決定することとする。
- 国家戦略特区の指定に当たっては、関係地方公共団体の意見を聴くこととされており、意見聴取と並行して区域会議の設置に向けた調整を開始することにより、国家戦略特区の指定後速やかに区域会議を立ち上げることとする。

6 規制・制度改革の追加的措置

- 国家戦略特区において予定されている事業が円滑に進められるよう、必要な規制・制度改革を確実に実現していくものとする。
このため、区域会議において、追加的に必要な規制・制度改革について民間事業者等からヒアリングを行うこととする。
- 併せて、WGにおいて、追加的な規制・制度改革について提案の募集を行い、ヒアリングの上関係府省庁との調整を行う。
- 必要な規制・制度改革については速やかに措置することとし、法改正が必要なものについては、できる限り速やかに法案を国会へ提出するものとする。

7 構造改革特区制度との連携

- 国家戦略特区に指定されなかった地域における規制・制度改革提案については、国家戦略特別区域法第38条第1項の規定に基づき、構造改革特区の提案とみなして扱うこととされており、WGにおけるヒアリングを基に、構造改革特区法に基づく措置を講ずる。